

# 労働安全衛生法

五十  
16.9.26

## 第1章 総則

目的（第1条）  
定義（第2条）  
事業者等の責務、労働者の協力（第3～4条）  
共同企業体についての適用（第5条）

## 第2章 労働災害防止計画

労働災害防止計画（第6条）  
変更、公表、勧告（第7～9条）

## 第3章 安全衛生管理体制

【個別の使用従属関係に着目した安全衛生管理組織】

総括安全衛生管理者（第10条）

衛生管理者（第12条）

安全衛生推進者等（第12条の2）

産業医等（第13条）

作業主任者（第14条）

【調査審議機関】

衛生委員会（第18条）

安全衛生委員会（第19条）

【下請混在作業関係に着目した安全衛生管理組織】

統括安全衛生責任者（第15条）

元方安全衛生管理者（第15条の2）

店社安全衛生管理者（第15条の2）

安全衛生責任者（第16条）

【教育】

安全衛生業務従事者に対する能力向上教育（第19条の2）

## 第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

健康障害の防止（第22条）

危険時の措置（第25条）

労働者の遵守義務（第26条）

技術上の指針等の公表等（第28条）

元方事業者の講ずべき措置（第29条）

特定元方事業者の講ずべき措置（第30条）

注文者の講ずべき措置（第31条）

請負人の講ずべき措置（第32条）

## 第5章 機械等及び有害物に関する規制

### 第1節 機械等に関する規制

譲渡等の制限等【構造規格】（第42条）

改善命令（第43条の2）

個別検定（第44条）、型式検定（第44条の2）

定期自主検査（第45条）

### 第2節 有害物に関する規制

製造等の禁止（第55条）

製造の許可（第56条）

表示等（第57条）

文書の交付等（第57条の2）

有害性の調査（第57条の3）

## 第6章 労働者の就業に当たっての措置

安全衛生教育【雇入れ時等の教育、特別教育】（第59条）  
職長等の教育（第60条）  
危険有害業務従事者に対する安全衛生教育（第60条の2）  
就業制限（第61条）

## 第7章 健康の保持増進のための措置

作業環境測定（第65条）  
作業環境測定の結果の評価等（第65条の2）  
作業の管理（第65条の3）  
健康診断（第66条）  
自発的健康診断の結果の提出（第66条の2）  
健康診断の結果の記録（第66条の3）  
健康診断の結果についての医師等からの意見聴取（第66条の4）  
健康診断実施後の措置（第66条の5）  
一般健康診断の結果の通知（第66条の6）  
保健指導等（第66条の7）  
健康管理手帳（第67条）  
病者の就業禁止（第68条）  
健康教育等（第69条）

## 第7章の2 快適な職場環境の形成のための措置

事業者の講ずる措置（第71条の2）  
快適な職場環境の形成のための指針の公表等（第71条の3）

## 第8章 免許等

免許（第72条）、免許の取消等（第74条）  
免許試験（第75条）

## 第9章 安全衛生改善計画等

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント業務（第81条）

労働衛生コンサルタント試験（第83条）

## 第10章 監督等

労働衛生指導医（第95条）

## 第11章 雜則

法令の周知（第101条）

健康診断に関する秘密の保持（第104条）

## 第12章 罰則

違反行為者・事業者（第116～122条）